

○千葉県県税条例施行規則（平成19年3月30日規則第37号）

---

（自動車税証紙等取扱人の義務）

第五十四条 自動車税証紙等取扱人は、自動車税証紙及び始動票札を県から額面金額をもって買い受けようとする場合は、その旨を記載した申請書を自動車税事務所に提出しなければならない。

2 自動車税証紙等取扱人は、使用済みの始動票札を速やかに自動車税事務所に提出しなければならない。

3 自動車税証紙等取扱人は、帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を当該帳簿に記録し、当該帳簿の使用が終わった日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。

一 始動票札の買受枚数及び使用済み枚数又は買受金額及び証紙代金収納計器に電磁的に記録した金額並びにこれらの年月日

二 表示金額及び誤表示金額の日計並びにこれらの年月日

4 前項に規定する帳簿について、電磁的記録の作成を行う場合は、自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成しなければならない。

5 第三項に規定する帳簿について、電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を自動車税証紙等取扱人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

6 自動車税証紙等取扱人が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

7 自動車税証紙等取扱人は、証紙代金収納計器を使用したときは、その使用状況を記載した報告書を当日中に自動車税事務所に提出しなければならない。